

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省 財務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔省令〕

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(環境省)

〔訓令〕

- 主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令(出入国在留管理庁一四)

〔その他告示〕

日本放送協会令和七年度収支予算について(総務省)

○外國弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認

をした件(法務省告示配五・七)

日本国に帰化を許可する件(同八)

〔公告〕

〔裁判所〕

〔正規〕

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ・ホ (略)

六 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合で

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ・ホ (略)

六 委託者が特定化学物質の環境への排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る)が含

〔改訂〕

〔財政〕

〔正規〕

〔前規〕

〔後規〕

〔委託契約書に含まれるべき事項〕

第八条の四の二 令第六条の二第四号へ(令

第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・五 (略)

第八条の四の二 令第六条の二第四号へ(令

第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・五 (略)

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ・ホ (新規)

〔省令〕

○環境省令第十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十二条第六項、第十二条の五第五項及び第九項並びに第二十四条並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第六条の二第四号への規定に基づき、並びに同法を実施するため、廃棄物の處理及清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月二十二日

環境大臣 浅尾慶一郎

〔会社その他の関係〕

- 国土交通省共済組合定款の一部変更
- 相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
- リューチエーン強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件
- スチーダン共和国における小麦バ
- 高速自動車国道に関する件
- 水先人に免許を与えた件(同三三六)
- 道路に関する件
- 国土交通三三五
- 九州地方整備局六五
- 道路に関する件
- 九州地方整備局七九

